

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成22年9月24日（金）	
場 所		宇土市役所5階第1会議室	
出席者	委員会	村上 泰浩 委員長 上拂 耕生 委員 尾沢 安治郎 委員 伊藤 博士 委員 岡崎 誠男 委員	
	市	指名等審査会委員，事務局（財政課契約管財係）， 工事検査係	
審議対象期間		平成22年2月1日～平成22年8月31日	
抽出案件		81	(備考)
一般競争入札		0	
指名競争入札		81	
1億円以上		(0)	
5千万円以上1億円未満		(1)	
1千万円以上5千万円未満		(27)	
5百万円以上1千万円未満		(13)	
3百万円以上5百万円未満		(12)	
3百万円未満		(28)	
随意契約		0	
その他		0	
委員からの意見・質問，それに対する回答		意見・質問	回 答
		次のとおり	次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

1 入札制度及び対象期間内の工事について

【事務局より、入札制度について、また対象期間内に行った工事入札全般についての説明】

質問・意見	回 答

2 指名停止措置について

【事務局より、期間内の指名停止措置について、また、今年度行った制度改正について説明】

質問及び意見	回 答
指名停止の理由である労働安全衛生法違反について、もう少し詳しく説明してほしい。	工事の中で事故があったが、その事故を別の工事中に起きたと虚偽の報告を行ったため。
起訴されなくても行政処分等を受けた場合も指名停止があるか。	指名停止はありえる。

3 抽出事案について

【事務局より、抽出事案3件の工事概要、指名の経緯、開札結果について説明】

	件 名	入札等方式	指名競争入札：指名業者選定理由	落札率 (%)
		参加業者	条件付一般競争入札：参加資格設定理由	
1	花園小学校太陽光発電設備工事 (契約金額が最も高いもの)	指名競争 市内8社	指名審査方針による。 電気工事であり、市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	94.78
2	平成21年度住吉漁港係留施設改修工事 (落札率が最も高いもの)	指名競争 市内7社	指名審査方針による。 一般土木工事であり、市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	98.73
3	宇土市立宇土小学校既存プール解体工事 (落札率が最も低いもの)	指名競争 市内11社	指名審査方針による。 建築(解体)工事であり市内の有資格業者より指名。 本工事と同種工事の実績を有する。	49.94

『抽出事案について』合計3件

まず、全ての入札の中で、契約金額の最も大きいものを1件。

次に、指名競争入札を行ったもので、落札率が最も高いもの、低いものをそれぞれ1件。

<p>①太陽光発電の指名業者の中で準市内業者は数社入っているが、看板を掲げているだけの業者も市内業者と同じように扱うのはおかしいのではないか。</p> <p>②市内、準市内の業者選定については、現在のあいまいな表現よりもきちんとした基準を定めた方がよいのではないか。</p> <p>③解体工事を落札したのは解体専門の業者か、その他の業者か。</p> <p>④今回の件は問題ないということだが、あまりに入札額が安いのは問題があるのではないか。最低制限価格の導入も検討すべきではないか。</p> <p>⑤落札率についてだが、素人考えだと設計のプロが設計しているのに落札率があまりに低いのは設計自体がおかしいのではと感じるが。</p> <p>⑥「辞退」と「棄権」の違いは何か。</p>	<p>①土木などの場合は業者が多いので準市内業者は営業所のある地区の工事のみ指名を行っているが、電気の場合は市内業者だけでは業者数が少ないため、準市内業者も同様に扱っている。</p> <p>②いろいろな問題があるので議論していきたい。</p> <p>③落札したのは解体専門業者。入札額の上位2社が解体専門業者。</p> <p>④品質の確保と落札率の高止まりという2つの問題があるので、検討していく。</p> <p>⑤設計の問題とは考えていない。落札率が低い場合は、より慎重に工事を管理するよう指導している。</p> <p>⑥「辞退」は電子入札システム上で「辞退」のボタンを押したもの。「棄権」は何も対応を行わなかったもの。</p>
---	---

4 制度改正について

【事務局より、各入札制度についての導入状況等】

質問・意見	回答
<p>①総合評価制度を導入した方がよい案件はあるか。県や国でやっているが、実際に価格が覆るのは1割程度だと聞いている。また、審査や公表など課題も多いと聞いている。宇土市で総合評価が必要なのか。</p>	<p>①国や県からの要望があるため、検討しているが、まだ実施するかどうかは未定。どのような工事が向いているかなども検討していく。</p>
<p>②入札制度改正については、議会で決めるのか。</p>	<p>②入札制度については、市の方針として決定する。議会の承認は必要ない。</p>

<p>③制度改正について、監視委員は何をすればいいか。</p> <p>④50万円未満の工事の随意契約については、分割発注の問題がなければ問題ないと思うが、ルールが必要ではないか。</p>	<p>③改正された制度に沿った運用がなされているかを確認する。また、制度についても他の自治体などに比べておかしいところがあれば意見をいただきたい。</p> <p>④建設工事の随意契約を行う場合には、財政課の決裁を必要とすることとしている。</p>
---	---

(閉会)